

反論並びに電気供給停止行為の禁止警告

東京電力株式会社横浜支社 御中

通知人は、貴社から平成24年9月24日付けの「電気料金のお支払いについてお願い」と題する文書を受領しました。

貴社は、同文書でその要旨として、次の主張をしていますが、いずれも独善的な主張・見解であり、承知できません。特に、3の主張に至っては、貴社は、一体いつから裁判官の専権を担う企業になったのでしょうか。

以下、貴社の主張に対し本書面をもって通知人の反論をなし、送電停止については、行うことが無いよう警告します。

第1 貴社の主張の要旨

- 1 通知人は平成24年8月分の電気料 円を支払っていない
- 2 同年9月29日までに電気料全額を支払わないときは、その翌日以降通知人への送電を停止する
- 3 通知人が平成24年 月 日到達の「電気料金債務に対する相殺の意思表示」をもって貴社に相殺の意思表示を行ったことに対し、貴社は、「. . .略) 損害賠償(慰謝料)請求債権には理由がなく、相殺の意思表示に効力を認めることはできません」と、あたかも裁判所によって既に法律判断がなされ、法律関係が決着済みであることを前提にしている

第2 上記主張に対する通知人の反論並びに警告

1 について

通知人は平成24年8月分の電気料金債務については、前記内容証明郵便の貴社への到達により、その有する自働債権で相殺したので消滅している。したがって、これら電気料債務については、支払ったと同義である。もし、貴社において通知人が行った相殺の法的効果について異議があれば、裁判所によって法律判断してもらうのが法治国家のルール

である。

2 について

通知人としては、前号主張のとおり相殺により電気料債務は消滅していると反論する。つまり、電気料債務を支払ったと同義である。

したがって、通知人の前記相殺による電気料債務の消滅は、電気事業法第18条による電気料の不払いなどの「正当な理由」に該当しない。それゆえ、貴社がもし通知人への送電を停止する行為を行えば、貴社は「故意による不法行為もしくは電気供給契約の債務不履行」による損害賠償責任を免れないことを指摘しておく。

かくして、貴社が万が一電気の供給を停止するなら、通知人は、貴社の「故意による不法行為もしくは電気供給契約の債務不履行」による損害賠償請求債権および電気供給契約上の地位を被保全権利として「通知人への電気供給停止をしてはならない」旨の仮処分申請を行うことになる。更には、不法な送電停止措置によって生じる損害賠償請求を行うことになることを予告しておく。

3 について

平成24年8月分の電気料債務については、通知人は、前記のとおり相殺の意思表示の到達により消滅（支払ったと同義）したと主張しているのであり、他方、もし貴社が通知人の相殺の法的効力を否定するなら、そこに両者間の法的紛争が生じている訳で、その膠着状態は裁判所に法律判断を委ねるのが社会のルールである。前記貴社主張のように貴社が身勝手に法律判断を行い、その独善を通知人（利用者）に押しつけることは法治国家として許されないというべきである。

以上

平成24年9月28日

市 丁目 番 号

差出人（通知人）

印

参考

<電気事業法>

第 18 条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要（事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。